

JEAS news

一般社団法人
日本環境アセスメント協会
ISSN 1345-9325

SPRING

Japan Association of Environment Assessment
April 2014 no.142



第2回JEASフォトコンテスト入賞作品／飯豊の春(撮影:高柳茂輔)

特集

グリーンファイナンス

環境金融と環境リスク調査融資の
促進について

環境省総合環境政策局環境経済課

環境金融係長・細貝拓也

インタビュー

グリーンファイナンス促進利子補給事業
について

明治大学 教授・柳 憲一郎

事例紹介

「千葉商科大学野田太陽光発電設備」
発電事業

取材協力：学校法人千葉学園 千葉商科大学

環境アセスメント士紹介

石塚正仁(自然環境部門)／関根秀明(自然環境部門)

エッセイ

環境アセスメントの将来に向けて

(一財)電力中央研究所 名誉特別顧問・角湯正剛

「第2回JEASフォトコンテスト」

審査結果の報告

環境情報交換会

国土交通省／農林水産省／経済産業省／環境省

北海道支部「自治体等意見交換会」

中部支部「自治体との意見交換会」

JEASレポート

JEAS資格・教育センター便り

お知らせ

「グリーンファイナンス」

「グリーンファイナンス促進利子補給基金」は、地球温暖化対策等の環境対策に積極的に取り組む企業を支援するための基金であり、金融機関が行う環境リスク調査融資のうち地球温暖化対策のための設備投資に係る融資に対し、その利息の一部を利子補給することにより助成する「グリーンファイナンス促進利子補給金交付事業」が実施されている。

今回の特集では、「グリーンファイナンス」を取

り上げ、環境省総合環境政策局よりグリーンファイナンス促進利子補給事業の概要や実績・今後の展開について紹介していただいた。また、事業の審査委員会を務められている明治大学の柳教授に制度構築の経緯や審査のポイントについて詳しく話をうかがうとともに、千葉商科大学戦略広報センターオフィスのご協力で野田太陽光発電事業の事例を取材させていただいた。

環境金融と環境リスク調査融資の促進について

環境省総合環境政策局環境経済課
環境金融係長 細貝拓也

1. 環境金融について

「金融」は、いわば、経済の血流であり、社会全体に大きな影響力を有する。「金融」に環境配慮を織り込むことができれば、その大きな影響力を通じ、さまざまな経済活動における環境配慮や環境ビジネスを大きく誘導・促進することが可能となる。環境に配慮した金融(環境金融)の推進は、金融市場を通じて、環境分野への効率的な資源配分を加速化するものであり、グリーン経済への転換を進めるうえで重要な取組である。

環境金融に関する動向の一つとして、国際的には、大規模な開発事業へのプロジェクトファイナンスを行う際に、環境や社会面での影響評価を行うことなどを求める赤道原則が2003年に策定されている。この赤道原則は

改定作業が進められていたところだが、昨年第3版として発効され、一部のコーポレートローンにも対象が拡大されるなど、金融機関における環境・社会面での配慮を一層強化することとなった。現在、世界の79機関、うちわが国からは大手都市銀行3行が赤道原則を採択している。このように、近年プロジェクトが及ぼす環境・社会影響を低減させるため、金融機関における国際的な取組が広まりを見せている。

国内に目を転じると、わが国の金融機関においては、世界に先駆けて、環境格付融資(融資先企業における環境配慮の取組全体をスクリーニング手法等により評価し、その評価結果に応じて、低利融資を行う融資制度)の取組が始まり、地域金融機関等に

も一定の広がりを見せている。金融機関の融資判断に、コーポレートベースでの環境配慮の視点を織り込むこのような取組は徐々に進みつつあるが、プロジェクトベースでは、そのプロジェクトの事業性と融資先企業の財務状況が融資審査の中心であり、環境影響や環境配慮の視点は十分に組み込まれているとは言えない。

2. 環境リスク調査融資と利子補給事業について

(1) 環境リスク調査融資とは

こうした状況を背景に、環境省では、「将来の環境問題を予防する観点から、金融機関が、融資先事業者に対し、事業にともなう環境影響等の調査結果及び環境配慮の取組計画の提出を求め、その内容及び実施の確認

■表 グリーンファイナンス促進利子補給金交付事業一覧

	融資先事業者名	利子補給対象事業	指定金融機関名
第 回 採 択	株式会社ATグループ	省エネルギー型建築物	三菱東京UFJ銀行
	株式会社エフビコ	省エネルギー型建築物	三菱東京UFJ銀行
	鴨川みらいソーラー株式会社	太陽光発電	三井住友銀行
	龍田紡績株式会社	太陽光発電	三菱東京UFJ銀行
	学校法人千葉学園	太陽光発電	三菱東京UFJ銀行
	中越バルブ工業株式会社	バイオマス発電	三菱東京UFJ銀行
	株式会社董花	省エネルギー型建築物	三井住友銀行
第 二 回 採 択	石福金属興業株式会社	省エネルギー型建築物	三菱東京UFJ銀行
	オー・ジー株式会社	太陽光発電	三菱東京UFJ銀行
	株式会社トーモク	省エネルギー型建築物	三菱東京UFJ銀行
	株式会社陽陽	太陽光発電	三菱東京UFJ銀行
	株式会社ホテルニューアワジ 太陽光第3発電所	太陽光発電	みずほ銀行
	株式会社ホテルニューアワジ 太陽光第4発電所	太陽光発電	みずほ銀行
	株式会社ホテルニューアワジ 太陽光第5発電所	太陽光発電	みずほ銀行
	株式会社モンベル	省エネルギー型建築物	三菱東京UFJ銀行
	山田石油株式会社	太陽光発電	三菱東京UFJ銀行

出典：EPCホームページよりJEASニュース編集委員会が作成

を行う融資制度」を「環境リスク調査融資」とし、利子補給による支援事業を平成25年度から立ち上げたところである。

(2) 利子補給事業の概要

本利子補給事業は、公募により採択された金融機関(指定金融機関)が行う環境リスク調査融資のうち、地球温暖化対策のためのプロジェクトへの融資について、年利2%を限度として利子補給を行うものである。金融機関の採択に際しては、環境リスク調査の結果を確認する体制や実績のほか、計画に盛り込まれた環境配慮の取組を担保する措置(コベナンツ等)、モニタリングの体制等を踏まえ、審査を行っている。融資先事業者が行う環境リスク調査は、既存資料に基づく文献調査と簡易な現地踏査により実施することを原則とし、地域住民等の関係者と情報交流(住民説明会等)を行うこととしているほか、専門技術者(環境部門・環境影響評価分野の技術士、環境アセスメント士を想定)の関与を必須としている。また、対象と

なるプロジェクトはあらかじめ定めており、太陽光発電設備や風力発電設備、省エネルギー型建築物等(ただし、法アセスや条例アセスの対象事業は本利子補給事業の対象外)としている。交付決定に際しては、環境影響評価法を専門とする学識経験者など、外部有識者5名からなる審査会の意見を聞くこととしており、専門的立場から、金融機関における環境リスク調査の確認内容や調査自体の内容等に対する提言等をいただき、その要約及びプロジェクトの概要を公表することとしている。

(3) 平成25年度における利子補給事業の実績

平成25年度においては、指定金融機関として7行の金融機関を採択した。指定金融機関における行内の確認体制については、赤道原則を担当するセクションと連携するものや環境影響評価の実績を有する外部コンサルタントと連携するものなどがある。

審査会は2回(9月及び12月)開催し、その審議を経て、合計16件の交付決定を行った。交付決定案件は、太陽光発電設備(9件)、省エネルギー型建築物(6件)、バイオマス発電設備(1件)への融資である。環境配慮取組計画に盛り込まれた内容としては、太陽光発電設備については、地域景観への配慮として、擁壁の設置や周辺への日照の反射を軽減するための傾斜角の工夫、低反射ガラスを用いたパネルの採用等が見られた。また、バイオマス発電設備については、大気汚染物質の排出等への配慮として、バグフィルターの除塵性の安定化やメンテナンスを考慮した設計の採用のほか、定期的な環境汚染物質のモニタリングの実施等が見られた。その他の案件の概要等については、今年度の事務局である(一社)環境パートナーシップ会議(EPC)のホームページ^{※1}を参照いただきたい。

(4) 今後の展開について

昨年末に閣議決定された平成26年度当初予算案においては、前述の環境格付融資に係る利子補給事業と合わせて、12億円を計上しているところである。また、今年度の利子補給事業を通じて得られた課題を踏まえ、より良い事業となるよう改善していきたい。

※1：<http://www.epc.or.jp/content/item.php?itemid=324>

グリーンファイナンス促進利子補給事業について

インタビュー：明治大学 教授 柳 憲一郎

グリーンファイナンス促進利子補給事業の概要、留意すべき事項、環境アセスメント士に期待されることについてお話をうかがった。

1. グリーンファイナンスの制度構築経緯と概要

環境融資型の事業は以前から実施されているが、今回の環境金融という手法は、「環境」の要素も価格に反映することで、効率的な資源配分を可能とするものである。

従来の国内のプロジェクトへの融資審査では、事業性と企業の財務内容のみが評価されてきたが、その評価要素に環境配慮を組み込み、将来における環境・社会問題を予防することが金融機関の重要な役割と認識されるに至ったからである。

そこで、環境省環境経済課がサステイナブル都市再開発アセスガイドラインの手続き・仕組みを活用して、温暖化対策に資する銀行融資プロジェクトのCO₂排出量を一定程度以上抑制するという排出抑制計画の作成を条件として、温暖化対策設備の設置・導入費用に係る融資に対し2%を限度として利子補給を行う基金を設け、環境金融の拡大を図ることで温暖化対策の推進を図るという制度である。

2. 審査委員会の位置付けと審査のポイント

審査委員会は第三者機関として認められ、対象案件について審議をし、サポートをして事業者の環境配慮を促進していく立場である。

制度を作っていくにあたっては、環境アセスメント士を関与させるべきとされ、技術士の環境部門・環境影響評価分野の二者が限定的に調査を実施できることとなりアセスメント士を活用する制度となった。

事業化選定の審査は2回にわたって行われ、第1回審査では7件、第2回審査では9件が採択されている。案件ごとに検討調査報告書が提出され、審査は2段階で行われる。第1段階はEPCによる審査であり、事務局が作成した細かなチェックリストを基に、交付規程が求める要件の適合性、環境影響等の調査や環境配慮取組計画等の内容に関する自主的な取組の範囲における妥当性の確認が行われる。その際、調査の結果や環境配慮取組計画の内容等について、数回程度、書面により質疑応答を行う場合がある。

第2段階は審査会による審査で、専門的知見からの審査である。ここでは、交付規程等が求める要件の適合性において、事業が環境に及ぼす影響等について、専門的な知見を有する者の意見を聴いて調査し、地域住民等の関係者と情報交流を行った上で、これに基づき事業における環境配慮の具体的な取組の計画を策定しているか否かのチェックが行われる。

あわせて、環境影響等の調査や環境配慮取組計画等の内容に関する自主的な取組の範囲における妥当性の確認も行われる。

審査のポイントは、

- ①許認可・説明に関する事項
- ②指導・助言を得た専門技術者
- ③立地環境に関する検討
- ④施設の存在及び供用に関する検討
- ⑤工事に係る検討

の大きく5分野の審査が行われる。

①は、法や条例の対象外の確認、補助金受給の有無の確認、環境調査結果や環境配慮取組計画の開示・関係者との情報交流の状況である。

柳 憲一郎

主に環境法政策、欧州等の環境法研究を手がけ環境法、環境アセスメントの第一人者として幅広く研究している。

現在、(公社)環境科学会代表理事、環境アセスメント学会会長、環境省及び多くの自治体の審議会の委員などを務める。書著には「環境アセスメント法に関する総合的研究」(清文社)など多数がある。



■表 交付事業でのQ&A事例(環境関連抜粋)

よくある質問		要点となる解答	
Q1	環境影響等の調査や環境配慮取組計画に基づく取組の責任主体は誰か?	A1	環境に配慮された良い事業とするため、融資先事業者が責任を持って実施するものである。
Q2	自主的に環境影響評価手続を実施している事業は利子補給対象に成りうるか?	A2	対象として認められる。風力発電アセスメントが該当する。
Q3	交付規程 第4条 第1項 第2号の「土地の形状の変更」に該当するケースとは?	A3	土地の掘削や盛土等の行為を想定しており、地球温暖化対策のための設備投資の事業に対する融資(太陽光発電設備、風力発電設備、バイオマス利用設備、地熱発電設備、水力発電設備、熱電供給型動力発生装置、省エネルギー型建築物等)が該当する。
Q4	交付規程 第4条 第1項 第2号の「他の環境影響評価制度の対象となる事業であってEPCが認めるもの」とは具体的に?	A4	例として「川崎市環境影響評価に関する条例に基づく事業」等、当該規程に則り手続を実施している事業等、事業者の自主的判断により手続を行っている事業は利子補給対象と認められる。また、「風力発電環境影響評価規定」に基づき、環境影響評価手続を実施している事業も該当する。
Q5	交付規程 第4条 第1項 第3号の「専門的な知見を有する者の意見を聴いて調査し」に関し、「専門的な知見を有する者」とは?また、「専門的な知見を有する者」の関与の仕方は?	A5	専門的な知見を有する者とは「環境部門・環境影響評価分野の技術士、または環境アセスメント士」を想定し、関与の仕方は融資先事業者からの委託による調査の実施を想定する。
Q6	EPCから「専門的な知見を有する者(専門技術者)」の紹介は可能か?	A6	EPCは審査の中立性の観点から、専門技術者の紹介は行わないが、日本環境アセスメント協会の協力の下、専門技術者の紹介等に関し相談に応じるため、相談するよう回答している。
Q7	環境影響等の調査について、どの程度の調査が求められるのか?	A7	将来の環境問題を予防する観点から重大な環境影響が回避等されているかを確認するとともに、環境に配慮されたより良い事業とするため、実施可能な環境配慮の取組を検討することを目的に実施する。 原則として既存資料と簡易な現地調査により実施し、必要な情報が既存資料や現地調査により得られない場合は公的研究機関や大学の研究者等から知見の収集を行い、それらによっても必要な情報が得られない場合は、現地調査を行うこととする3段階のステップで構築すべきである。 また、周辺地域への影響が大きいと思われるものについては数値シミュレーションの実施も要検討(例:高層ビルにおけるビル風の影響)としている。 当該調査結果は報告書としてまとめ、交付申請の際に、環境配慮取組計画書の別添資料として提出が必須である。ここで、地球温暖化対策の促進という政策目的も有することから、環境影響の調査報告書中、必要に応じてCO ₂ 排出抑制効果の見込みや実施予定の取組等について具体的に記載することを推奨する。
Q8	交付規程 第4条 第1項 第3号の「地域住民等の関係者と情報交換を行った上で」について、どの程度の取組が求められるのか?	A8	住民説明会の開催等、積極的な情報交流の実施が望まれるが、少なくとも、環境影響等の調査結果及び環境配慮取組計画等について、融資先事業者のホームページでの公表や融資先事業者の事業所あるいは事業予定地における紙媒体での縦覧を実施する等が必要で、環境調査結果報告書、環境配慮と取組計画書の全文の縦覧やホームページによる公開が要件となる。
Q9	交付規程 第4条 第1項 第3号の「事業における環境配慮の具体的な取組の計画」に際し、どの程度の計画が求められるのか?	A9	重大な環境影響の回避・低減が図られていることに加え、自主的な取組の範囲として可能な限り、環境への配慮に努めることが求められており、重大な環境影響の回避・低減は最低限の取組であり、可能な限り環境への配慮に努力することを要請する。計画策定のないものについては、採択の可能性は少ない。
Q10	交付規程 第4条 第1項 第4号の「計画の内容及びその実施の確認を行っていること」に関し、計画の内容はどの程度の確認が求められるのか?	A10	調査項目に重大な漏れがないか、調査の結果と環境影響の予測・評価の間に矛盾がないか、情報交流は実施されているか、資格・実績を有する専門技術者が十分に関与しているか、環境配慮の取組が検討されているか、環境配慮の取組の実施体制や役割分担等が検討されているか等の確認を行う必要がある。
Q11	交付規程 第4条 第1項 第4号の「計画の内容及びその実施の確認を行っていること」に関し、自行内にそうした知識・経験を有する担当者がいないため、その確認を外部に委託することは可能か?	A11	左記の確認業務を外部専門家に委託してもかまわない。ただし、指定金融機関が環境配慮取組確認を委託する外部専門家と、融資先事業者が環境影響等の調査を委託する外部専門家が同一であることは認められない。
Q12	省エネルギー型建築物で申請を検討しているが、建築環境総合性能評価システム(CASBEE)の評価ツールを用いた自己評価で基準を満たしていれば申請は可能か?	A12	本事業はCASBEE評価認証機関による外部認証の取得を交付要件としており、省エネルギー建築物については、CASBEEの外部認証の取得が交付要件となる。
Q13	二酸化炭素排出量の抑制状況の算定の仕方は?	A13	原則として、「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック<初版>(2012年7月 環境省地球環境局)」に基づいて算定すべきである。同ガイドブックに算定方法の記載がない事業種については、交付規程 別表(7)によることとしている。

②は、担当した専門技術者が環境部門・環境影響評価分野の技術士または環境アセスメント士かどうかである。

③は、環境影響項目の選定・非選定理由と環境影響調査報告書との整合性、自然保護区内の立地あるいは隣接するか否か、生活環境保全に配慮すべき地域・施設に立地あるいは隣接するか否かである。

④は、施設が存在及び供用の環境影響項目の選定・非選定理由と環境影響調査報告書の記載内容との整合

性である。

⑤は、工事に係る環境影響項目の選定・非選定理由と環境影響調査報告書の記載内容との整合性である。

これらのうち、担当する専門技術者が大きく関与し、審査に影響を及ぼす項目は、③～⑤であり、特にどのような環境配慮を検討し計画しているかである。

3. 交付事業でのQ&A事例

「グリーンファイナンス促進利子補給金交付事業」よくある質問と回答

(Q&A集:Ver3)により、柳先生から解説及び要点をうかがい、Q&A方式で上表に示した。要点も合わせて記載したので、参考にしていきたい。

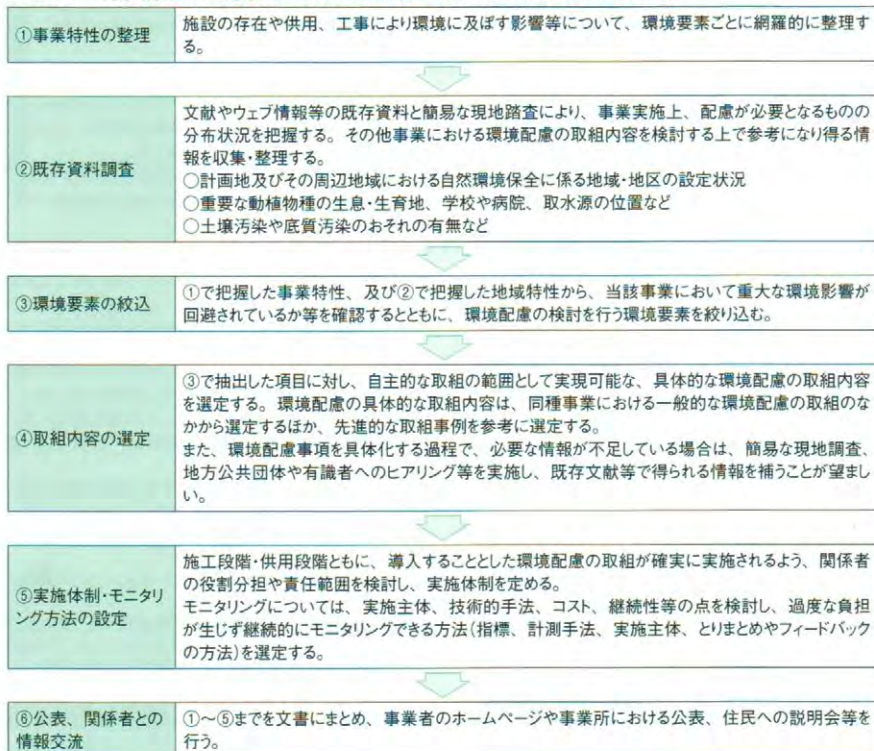
4. 環境影響等の調査の流れ

「グリーンファイナンス促進利子補給金交付事業」における調査の大まかな流れを図-1に示し、環境影響調査のポイントを示した。

5. 環境配慮の手順

図-2に環境配慮の手順を示した。

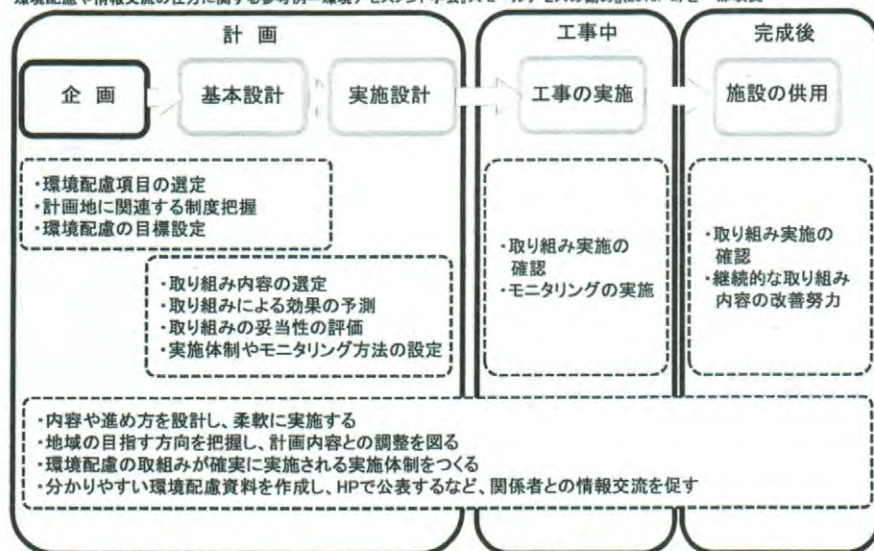
■図-1 利子補給金交付事業における環境影響等の調査の大まかな流れ



出典：EPC資料より作成

■図-2 環境配慮の手順

環境配慮や情報交流の仕方に関する参考例—環境アセスメント学会『スモールアセスの勧め』(2013, 2)を一部改変



※破線で示した内容は、各プロセスにおいて柔軟な手順で実施することが可能。

出典：柳先生提供資料

これは環境アセスメント学会による「スモールアセスの勧め」とほぼ同一であるが、サステナブル都市再開発アセスガイドラインの考えをスモールアセスに取り込んだものである。

6. 交付事業に関して期待すること

調査業務は事業者がコンサルタント

と契約して実施するものであるが、調査業務の標準歩掛がなく、本交付事業に関する調査等、コンサルタント活動に対する適正な積算方法を整理し、発注者の参考となるようにすることが必要であると思われる。このためには、日本環境アセスメント協会、または環境アセスメント士会の技術者情報の提供等の積極的な働きかけが重要である。

また、融資を行い、事業の進捗をモニタリングする銀行側には、環境に特化した専門家は少ないと考えられ、環境アセスメント、環境配慮に関する講座、セミナーの実施を通じて、コンサルタント側から銀行側にPRを行い、本交付事業の促進を図る必要がある。

環境アセスメント士は、本事業含めて、事業者に対して事業を通じて地域の環境を保全していくための教育、環境アセスメントの意義を啓発する必要がある。つまり、環境アセスメントの質は、担当した環境アセスメント士等の資質にもよるので、環境アセスメント士は意識を高く、環境配慮の思いを持ち、社会貢献に努める必要がある。

7. 最後に

グリーンファイナンス促進利子補給事業は、事業者が自主的に検討し、行動できる要素が多く、環境配慮により一層努めることによって、事業者や事業のPRを行える仕組みであり、PRを行うことによって事業が採択されやすくなる。また、関与する専門技術者は環境面のキーマンとなり、事業者及び銀行のコンサルの役割が大きく、環境配慮等に対しての意識を常に高く持ち、環境のために行動することが求められていると感じた。

(編集委員：桑本 潔／嶋田啓二／竹下 彰

／細川岳洋)

事例紹介

「千葉商科大学野田太陽光発電設備」発電事業

取材協力：学校法人 千葉学園 千葉商科大学 会計課 課長 鈴木雅典
 戦略広報センターオフィス 課長 柏木暢子
 庶務課 安江照明
 庶務課 長澤秀徳

1.はじめに

千葉商科大学は、学生が主体となって千葉県内の大学で初めてISO14001を取得するなど、環境配慮の取組に熱心な大学である。2013年から始まったグリーンファイナンス促進利子補給金交付制度（以下、「グリーンファイナンス」という）を利用し、大学単独では初めての大規模メガソーラー発電を計画している（発電容量2.45MWで2014年4月から稼働開始予定）。そこで、グリーンファイナンス利用にあたって苦労した点などについて、関係者にお話をうかがった。

2.グリーンファイナンス利用の経緯

大学近傍に別の野球グラウンドの確保の目的があったため、千葉県野田市にある約4.68haの野球グラウンドの利用方法について、太陽光発電の検討を始め、資金調達にあたってさまざまな方法についてシミュレーションを行った。

「古くから所有している大学の敷地



インタビューの様子

を有効活用できる方法として、売電価格も高いことから太陽光発電を考えました。

通常、資金調達は、原則、自己資金で行いますが、現在の金利状況を勘案し、借入れによる太陽光発電事業も視野に入れ検討することとしました。複数の銀行に相談したところ、環境省が地球温暖化対策等の環境対策に積極的に取り組む企業等を支援する『グリーンファイナンス促進利子補給制度』を開始した旨の情報を三菱東京UFJ銀行からいただきました。

グリーンファイナンスを利用するためには、専門家による環境影響評価が必要ということで、環境アセスメント士を捜したのですが、なかなか見つからずに苦労しました。

申請書の締め切りも迫る中、銀行経由で環境アセスメント士を紹介され、短い期間で作業してもらい、無事に申請書を提出することができました。」

当初、協会ホームページから会員会社に直接連絡したが、環境アセスメント士まで電話をつなげてもらえなかったという。グリーンファイナンスの開始当初は、環境アセスメント士が所属する企業側も十分に制度を理解しておらず、また、作業内容のイメージが分からない部分もあったと推測される。

3.事業における環境配慮

グリーンファイナンス利用に向けて、

事業特性から考えられる環境影響を抽出し、環境配慮の検討を行っている。

事業地の周辺は水田等が多い地域であり、元々グラウンドとして利用していたこともあり、新たに樹林伐採を行う必要性はなかった。太陽光発電施設を建設するという事業特性から、工事中の環境配慮が主体となり、低騒音・低振動型の建設機械の採用や、工事用車両の運行に係る配慮などが申請書類に書かれた。

「ミニアセスの類似事例などを収集しながら資料作成を依頼しました。また、資料が公表されることを考え、より分かりやすい表現にするなどの要望を、銀行ともやりとりをしながら、環境アセスメント士に伝えました。

環境アセスメント士から提案された環境配慮について、事業者にとって実施が難しいようなものはありませんでした。第1回目の申請ということで、具体的な事例がない中、短期間で十分な資料を作成いただいたと思っています。」とお褒めの言葉をいただいた。

環境配慮の実施状況等については、銀行からグリーンファイナンスの窓口である（一社）環境パートナーシップ会議（EPC）に報告されることとなる。

環境保全措置実施のチェックリストなど、工事中や供用後の環境配慮実施の実効性を高める仕組みを報告書に含めることも今後は有効であると感

じた。

4. 情報提供の手法などについて

グリーンファイナンスでは、環境資料の公開や地域住民への情報提供などが求められている。

「以前から自治会と連絡をとりあっていましたので、事前に自治会長を通して事業の内容を説明しました。また、大学のホームページで1か月以上にわたって報告書を公開しましたが、特に問い合わせ等はありませんでした。

太陽光パネルの設置により土埃が舞うことがなくなりますので、これまであった苦情がなくなることを期待しています。」と、事業によるさまざまな効果を安江氏はこやかに話した。

5. 今後について

交付事業の審査会意見はEPCの



工事中の事業計画地

ホームページで公表されており、審査時のコメントとして、撤去時の環境配慮の実施や、環境教育の場としての活用などが提言されている。今後の予定などをお聞きした。

「2014年4月から稼働予定ですが、環境系の先生もおりますので、稼働後の大学での授業などでの活用などを期待しています。

また、グリーンファイナンス制度による太陽光発電を実施したことで、他大学を含め、色々なところから問い合わせを受けています。

今後も大学として地球温暖化対策等の環境保全に取り組んでいく予定です。また、このような仕組みが進むことで、持続可能な社会の構築が進

むことを望んでいます。

今後の課題ですが、600名という環境アセスメント士を見つけるのは難しかったです。環境アセスメント士に直接アクセスできる仕組みがあれば良かったと思いました。」

現在、EPCのホームページに掲載されているグリーンファイナンスのQ&Aには、協会事務局を通じて環境アセスメント士を紹介する旨が記載されている。また、グリーンファイナンスに係るセミナーを協会として後援したり、環境アセスメント士会での勉強会を行っているところであり、環境アセスメント士側の体制が整えられつつある。

しかし、企業や団体がグリーンファイナンスを通じて太陽光発電などを検討しようと思った際に、事業者や担当者は環境アセスメントに関わるのは初めてであり、仕組みも良く分からないことも多いことが予想される。その中で、適切な環境アセスメント士を見つけることは難しいであろう。

環境アセスメントの仕組みや効果を広く一般に分かりやすく説明する必要があるのはもちろんのこと、環境アセスメント士の技術力向上やPRの必要性を改めて感じた取材であった。

(編集委員：加藤賢次／嶋田啓二／細川岳洋)

審査時のコメント(EPCホームページより)

事業者においては、メガソーラーで一般的に考えられる環境影響は検討されており、その結果、パワーコンディショナーの配置、騒音・振動発生源の夜間停止、低反射ガラスを用いた太陽光パネルの採用など、負荷低減の配慮がなされている点は評価できる。また、工事開始に向けて、ウェブサイト上でパブリックコメントを実施したことも評価できる。

一方、大学の関連施設にもなることから、再生可能エネルギーや省エネルギーなどの環境教育の場として活用するよう適宜対応をお願いする。加えて、事業終了後は、パネルなどのリサイクルといった資源の有効利用に努めるとともに、撤去工事や跡地利用の際にも積極的な環境配慮の検討をお願いする。ウェブサイトにおける掲載内容は、事業や環境配慮取組計画の概要であり、環境影響などの調査結果も含めて開示し、地域周辺の方にも説明の機会を設けるなど、関係者へのアクセシビリティの向上への取組に適宜対応するようお願いする。

JEAS
in
Hokkaido

自然に優しいアセスメント士を目指しています

自然環境部門(2012年)
石塚正仁



【環境アセスメントとの出会い】

私が総合建設コンサルタント「株式会社ドーコン」に入社し、環境保全部に配属されたのは18年前のこと。自然が好きで、大学で生態系保護学の分野を学び社会に出たのですが、環境アセスメントについては言葉程度で、制度自体の知識はほとんど持っていませんでした。



(株)ドーコン
TEL.011-801-1572
<http://www.docon.jp/>

現場での自然環境調査に従事し1年程度を終えた頃、環境負荷を踏まえながら事業を策定する業務の担当となり、ここで環境アセスメントと出会ったのです。

【閣議アセスとアセス法を経験】

当時の環境アセスメントは、いわゆる閣議アセス要綱に準拠しており、事業優先の雰囲気は否めませんでした。このため、自然環境に対する配慮の提案も受け入れられることは少なく、葛藤の日々が続きました。

それから数年後、環境影響評価法(アセス法)が施行されました。本法では、自然環境に対する配慮が大幅に改善されており、事業を進める上での環境への考え方が変わる転機になると期待感を持ちました。一方で、個々の考え方で価値観が異なり、絶対評価がない自然環境については、事業による影響を

客観的に評価する必要がある、その内容を第三者に伝える難しさを痛感しました。

【環境アセスメント士になって】

こうして環境アセスメントの経験を重ねてきましたが、近年、環境に対する配慮を積極的に取り入れる事業も多く、これまでの経験を活かす機会も増えました。また、事業を通じて市民などに自然に触れ合える機会を提供し、環境教育の場として地域に還元する活動にも、大いに活かされています。

環境アセスメント士は、人間活動と環境との仲介を担う役目を果たし、社会に貢献できる立場にあると考えています。これからも環境保全の熱意と、これまで培った土木の知識・技術を持った「自然に優しいアセスメント士」を目指していきます。

JEAS
in
Aichi

がんばれ、環境アセスメント士!!

自然環境部門(2005年)
関根秀明



「環境アセスメント士の第1回資格試験がそのうちあるからお前も受ける!」。上司の声に、新しいモノ好きな私はとりあえず中央大学後楽園キャンパスで受験をしました。あれからもうすぐ10年になります。10年ひと昔ですが、私はどこに向かっているのだろうか、そんな思いを抱きながら、これまでの私の経験を「レビュー」してみました。

【はじめまして、アセス】

私が環境アセスメントにはじめて出会ったのは、河川法改正や環境影響評価法施行にともなって作成することになった、河川事業の環境影響を検討するためのマニュアル作成業務においてでした。当時、関係者の方々と、週1回の技術ワーキングを1年以上続けまし

た。非常にヘビーでしたが、アセスの詳細ものぞくことができたため、貴重な経験でした。

【マニュアルを使おう、あれ?】

さて、マニュアルを使って河川事業に係るアセスメント業務を行いましょ、と意気込みました。しかし、ふたをあけてみると、アセス法に係るダム事業等は、公共事業見直しの向かい風を受けて、軒並み縮小または消滅しました。でも大丈夫、国交省は規模要件に関係なく、事業者の責任として、アセス法に準じた調査予測及び評価を実施する方針を打ち出しました。マニュアルを参考にした業務は確実に出件される、と期待が膨らみました。

【私資格持ってます、優位でしょ?】

実際に各種業務は出件されました。資格をもっていること、マニュアル作成経験があることを自負に、多くの出件業

務で戦いに臨み、それなりの業務経験をさせてもらいました。でも、でもです。取得した資格が優位に働いたという話を聞いたのは、ごくわずかでした。

【でもあきらめません!】

「公共事業は規模が大きく、また不可逆的なインパクトを自然に与える可能性があることを考えれば、環境アセスメント士の役割は非常に大きい」という気持ちは今も変わっていません。資格をもっておられる皆さんも同じ気持ちではないでしょうか。

10年前、子供に言われた「環境アセスメント士って、健康診断をするお医者さんみたいだね」という言葉を胸に、老体にむち打って、これからもアセスし続けようと考えています。がんばれ、私!!、がんばれ、環境アセスメント士!!!

(株)建設技術研究所
TEL.052-218-3833
<http://www.ctie.co.jp/>

環境アセスメントの将来に向けて

アセスメントへのこれまでのかわり

1970年代は、日本の経済が右肩上がりに発展し、その為に必要な電力資源は従来の水力発電から火力発電に大きく転換し、また原子力もその産声を上げて建設しだした時代である。その頃に電中研に入所したため、環境アセスメントの初期から携わることとなり、火力・原子力発電から排出される温排水の関連の研究を行ってきた。

当初、温排水は環境問題の大きな論点で、熱排水とも呼ばれ、高温で大量の熱排水で海域の生物に影響を与えるとの観点から水産関連の団体からの反対運動が激しく、当事者の電力会社が話し合いを行い、補償金を支払うことで立地を進めてきた。このためには、温排水がどのような範囲まで拡散をするかを予測する必要があり、電中研が先頭に立ち海域の流動や拡散状態を調査し、その頃に使用ができるようになってきた電子計算機を使った数値モデルを開発した。そのために北から南までの電力会社からの依頼に応じて、発電所立地計画予定地点の前面海域で、流速計や水温・塩分観測機器を用いて海域の流動・拡散特性を調査



球面可視化装置
 出典：電力中央研究所ホームページ

する手法や調査したデータを統計的に解析する手法を開発した。これらの問題は、土木的な面と海洋学的な面の狭間で、これまであまり研究されなかった沿岸海洋の問題であり、多くの研究者もこの分野を研究し始めた。その中で、当時の通産省からの依頼で温排水のアセスメントのための暫定指針を策定したのが、1980年前後である。様々な発電所予定地点の周辺海域での調査結果が出始め、当所が開発した数値モデルでの予測結果と調査結果の比較もできたため調査から予測までの一連の流れをまとめて指針案を作成した。これは様々な委員会で審議したものであり、今の環境アセスメントの手引きに書いてあるものの原型である。

物理的な検討とともに生物学的な検討も実施し、復水器の通過に伴う

(一財)電力中央研究所 名誉特別顧問

角湯正剛

■執筆者略歴

1971年 大阪大学大学院工学研究科修士課程修了
 同年 (財)電力中央研究所入所
 1984年 大阪大学工学博士
 2003年 電力中央研究所 理事
 2009年 電力中央研究所 監事
 2011年 電力中央研究所 退任
 現在 経済産業省環境審査顧問

魚類や卵・稚仔に与える影響も、当所と、その頃に発足した(財)海洋生物環境研究所が精力的に研究を実施してきた。当初は温度影響を検討してきたが、米国などでは、それとともに復水器の通過に伴う魚卵・稚仔への機械影響も問題となり、冷却水の取水に伴う影響が問題となってきた。この問題のために、どの程度の範囲から卵・稚仔が取水されるのかを確率論的に予測できる数値モデルを開発してきた。

環境影響評価法の制定以降

環境影響評価法は、1981年に国会に提案されたが、1983年に廃案になり、1984年に環境影響評価の実施について閣議決定され、その後1993年に制定された環境基本法に位置づけられ1997年に環境影響評価法が制定されている。電力業界では、

これよりも20年近く前から実質的なアセスメントを実施していたわけである。

それ以来各電力会社からの火力・原子力発電所の全ての温排水問題に携わってきているが、最近では、70年代の火力発電所のリニューアルが多く、その頃の発電効率が30~40数%であったのが、最近では、ガスタービンと蒸気タービンの複合発電が多くなり、発電効率も50~60%近くと格段に向上し、そのため温排水の排水量も約半分程度に減少し、同じ出力では、むしろ影響が小さくなる場合も多く、アセスメント実施の必要性がないのではと思うこともある。しかし、依然として環境への負荷はあるのだから、どの程度の影響を与えているかの情報は必要であろう。また、発電所自身も運転後のモニタリングが必要であり、この結果があれば環境へ

の負荷が減少した場合のアセスメントは、もっと簡略化できるのではないかと考えている。

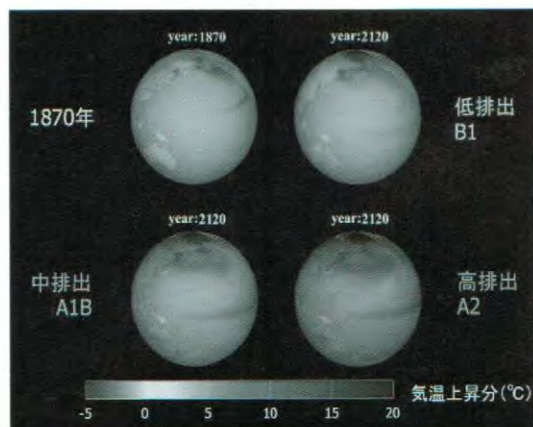
また最近では、本来の環境影響評価に近い、生態系への影響予測も実施されている。これは対象地点に関連する生態系の上位にいるワシ・タカなどの猛禽類や典型的な動物を対象として影響評価するものである。また、従来の事業アセスメントとともに政策決定の段階や適地選定などの構想段階で行われる戦略的環境アセスメントも実施されようとしている。

今後のアセスメントについて

我々がアセスメントの始まりと思って現地での調査や予測手法を研究して以来、半世紀が過ぎようとしており、本来のアセスメントに近づきつつあると思うが、日本では新たな事業が少なくなってきたり、新規地点での

アセスメントは少ない。一方、中国やタイ、ベトナムなどのこれから発展しようとしている国々では、環境への配慮が必要で、これまでの成果を伝えて、環境への負荷の少ない方法を伝えることが責務かと考えている。

一度指針を作成するとそれに沿った方法が定着し、新しい測定方法や予測モデルが作成されてもそれを採用することが難しくなる。温排水に関しては、海域での流動・拡散特性になど関するものでは、従来の流速計や水温・塩分計などに代わる新しい観測機器や最新のGPSの活用、また従来の測定結果のデータベースの活用など新しいものとこれまでの測定した財産をうまく活用することが重要である。またモデルでは、最近のパソコンやコンピュータの発達には凄まじく、地球の全球を10km程度の格子系で、3次元で大気や海洋の流動、気温、水温、塩分などを計算することが可能なまでになってきている。温排水も水中放流などの場合には3次元モデルも採用されてきているが、このように科学的なものでは進歩は急激であり、最新の情報を活用するべきと考える。生物学的なものも含めて本来の環境に対する影響が評価できる方法の開発が期待される。



地球シミュレーターを使ったシミュレーション。CO₂の排出量を3パターン(低排出・中排出・高排出)に想定して、それぞれの気温上昇を予測。
出典：電力中央研究所ホームページ

「第2回JEASフォトコンテスト」審査結果の報告

当協会の設立35周年・一般社団法人移行を記念し、2012年度に第1回JEASフォトコンテストを行い、大変ご好評をいただきました。引き続き2013年度も、第2回JEASフォトコンテストとして、2014年度のJEASニュースの表紙写真を会員から募集しましたところ、たくさんのご応募をいただきました。誠にありがとうございました。ここに、その審査結果をご報告いたします。

1 フォトコンテスト審査結果の概要

(1) 応募の状況

2013年7月から12月までの応募期間中に、7名から合計26作品の応募がありました。

応募作品を季節別に整理すると表-1のとおりとなります。第1回に比べ、応募作品数が若干減りました。特に業務の繁忙期にあたる春と冬の応募作品が少ない状況でした。

(2) 審査の状況

2014年1月、協会外部から特別委員としてお招きした写真家の村田一朗氏立ち合いの下、JEASニュース編集委員から7名、制作担当のオフィスK2栗原正治氏の計9名によって、厳正な審査を行いました。

季節ごとに審査し、応募数が少なかった春と冬は、

各委員につき1点を選んで投票しました。応募数が多かった夏と秋は2点を選んで投票し、最多得票を得られた作品を入選としました。

(3) 審査結果

入賞作品は表-2に示すとおりです。各作品は季節ごとにJEASニュースの表紙を飾り、約2,000部が全国に配付されます。

(4) おわりに

引き続きコンテスト形式で、今年度も表紙写真を募集いたします。募集の概要は、裏表紙のお知らせに掲載しております。

(編集委員：上原 励)

■表-1 季節別作品数

季節	応募数
春	3
夏	8
秋	11
冬	4
合計	26

■表-2 入賞作品一覧

季節	作品タイトル	受賞者氏名(敬称略)	所属
春	飯豊の春	高柳茂暢	アジア航測株式会社
夏	大暑のアゲハチョウ	多賀大輔	株式会社建設環境研究所
秋	北海道・大雪山の秋	藤嶋康夫	株式会社数理計画
冬	冬、伊豆の迎春	稲葉修一	株式会社建設技術研究所



■特別委員のご紹介

村田一朗 Ichiro Murata

職業：山岳写真家

住所：神奈川県鎌倉市

経歴：1964年3月28日生まれ。

1986年3月 東海大学海洋学部海洋工学科卒。

1997年12月 第35回(1997年度)「岳人」年度賞受賞。

2006年 山岳写真家として独立。

共著：「スローシャッターバイブル」(玄光社)、「D800&D800E完全ガイド」(インプレスジャパン)など多数。

主な掲載誌：「アサヒカメラ」、「デジタルカメラマガジン」、「フォトテクニックデジタル」、「月刊カメラマン」など。

2 フォトコンテスト講評

コンテスト全体及び各入賞作品について、村田一朗特別委員に講評をいただきました。企画から審査、講評にわたりご協力いただきましたことに感謝いたします。

(1) 全体講評

第2回JEASフォトコンテストの結果は、前回より力作があまり見られなかったのが残念。環境問題に留意したテーマが望ましいが、広く風景一般での応募も受け付けているのでぜひ、第3回にはご応募をお願いしたい。

そんな状況下であったが、足元の作品からスケールの大きな作品まで選に入り、四季折々に楽しめる結果に

なったと思う。足元の写真は評価されることが少ないが、誰にでも撮れるがゆえに難しい。ほんの少し構図を考えたりシャッターチャンスを狙ったりすると良い写真に結び付くのでお散歩や小旅行の際にでもカメラを持ち出してみるのが手だと思う。

(2) 入賞作品講評



「飯豊の春」

池面に投影した残雪の山を狙っての撮影。山では風があることが多く、なかなか綺麗に写りこんでくれないものだから、撮影は苦労したことだろう。残雪の具合も丁度良いと思う。梅雨の合間の晴天を狙っての撮影だろうからなかなかチャンスに恵まれなかったことだろう。た

だ、画面が中央で割れてしまっているのが残念。どちらが主題でどちらが副題なのか気持ちの整理をして撮影時にはっきりさせると、より良い作品が撮れるようになると思う。夜明け頃のマジックアワーに撮影するなど、より高みを目指してがんばってほしい。



「大暑のアゲハチョウ」

アゲハチョウに限らず、蝶の撮影では抜けた背景の物は少ないと思う。蝶自身が小さいために寄って撮ることが多く、勢い背景はボケてしまって形を残さないか、地面が写りこむこととなる。蝶が飛ぶ空間を意識させて画面構成しているのはさすがだと言える。だとすれば、より空間を

強調するために左側と下側を廃し、青空をもっと入れたほうが画面に動きが出て蝶が羽ばたいていくイメージを創れたのではないか。フォーカスゾーンが中央部にしかないなど機材的な問題をクリアしてより良い作品づくりに努めてほしい。



「北海道・大雪山の秋」

北海道の秋は一気に冷え込むこともある、すばらしい紅葉にめぐり合うことがある。そして新雪と青空を従えた3段染めが一つの景観でもある。紅葉のピークは実は半日位しかなく、本当に良い紅葉を撮るにはピークの前後で粘るしかない、ピーク時に雨天という可能性もある。

そういう中でよく撮られていると思う。画面下2/3は紅葉の映えも良いが、画面上1/3は黒浮きしており、力強さをスポイルしてしまっている。遠景になるとどうしてもそういう傾向が強くなるので、画面から外して、本当に美しいところだけを撮ることも覚えてほしい。



「冬、伊豆の迎春」

咲く花が少ない冬には水仙や椿は貴重な被写体だ。ところがいざ撮影しようとすると、かなり難しい被写体でもある。アップにして面白い被写体ではないし、引いて撮ると景観が良くないと絵になりにくい。そういう中で景観を生かしながら良くまとめていると思う。絞らずに撮ったおかげで背景がうるさくなりすぎないのも功をな

したと言える。惜しむべきはピントの合っている水仙の真上に太陽が来ていて、構図的に面白くない。20〜30cmほど撮影位置を右に移動すれば太陽の位置を画面左上から、画面右上に持ってこれたはずで作品に奥行きができたと思う。シャッターを切る前に主役・副役の配置を考えてやると良い。

平成25年度 環境情報交換会

国土交通省／農林水産省／経済産業省／環境省
開催報告

2013年11月12日に国土交通省と、11月26日に経済産業省、農林水産省と、12月10日に環境省と環境情報交換会を開催した。

国 国土交通省は、総合政策局環境政策課の池田課長補佐にご出席いただき、「国土交通省環境行動計画」について話題提供をいただいた。

国土交通省の環境配慮の方針の役割を担う「環境行動計画」は、新たな計画を年度内に策定する予定で社会資本整備審議会・交通政策審議会環境部会で議論が進められているところであり、議論の中での最新情報についてご紹介いただいた。

新「環境行動計画」(案)は、旧「環境行動計画」期間中の5年間の変化を踏まえ、低炭素社会分野、循環型社会分野、自然共生社会分野における重要課題への対応力強化の観点から、4つの視点を5つに、5つの柱を7つに見直す方向で議論が進められている。

低炭素型社会分野では、地球温暖化の危機への対応から、気候変動への適応策の推進が柱として取り上げられた。ここでは、増加が予想される水災害の正確な予測が重要であり、予測を踏まえた対策を検討する政府全体の適応計画が2015年に策定される予定である。また、東日本大震災を契機とした省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの導入拡大などへの対応から風力発電導入マニュアルを整備するなど、再生可能エネルギーの導入促進が進められるとのことである。

さらに、都市のコンパクト化による低炭素都市づくりの支援に加え、郊外部に残る緑や多自然川づくりなどを有機的に結びつける生態系ネットワークの形成や環境教育の場の提供など、自然共生社会分野における重要課題への対応策のほか、ビッグデータの解析・活用による新たな公共交通サービスの創出やITS技術の活用による渋滞解消など、ICTを活用した環境貢献の高度化についてもご紹介いただいた。

話題提供の後、震災復興と環境配慮、緑のネットワーク形成における協会のBDPマップ活用の可能性や自治体での生物多様性マップ作成の動向などの意見交換が行われた。

農 林水産省は、大臣官房環境政策課の平課長補佐、水産庁漁港漁場整備部計画課の中西計画官にご出席いただき、「漁場整備について」「農林水産業と生物多様性」について話題提供をいただいた。

漁港漁場整備は、漁港漁場整備長期計画(2012～2016年度)の重点課題の1つである「豊かな生態系を目指した水産環境整備の推進」に基づいて取り組まれ、生態系全体の底上げ、動態・生活史を踏まえた整備、順応的管理が進められている。事業量は、いずれも概数であるが、水産生物の生活史に対応した良好な生息環境空間整備を20海域において実施するとともに、6万haの魚礁・増養殖場整備、23万haの堆積物除去、5,500haの藻場・干潟造成などにより水産資源の生育環境の保全・創造の事業が進められるとのことである。これらの事業の事例とともに、延長約250m、高さ約30m規模の湧昇マウンド礁など沖合で進められるフロンティア漁場整備事業についてもご紹介いただいた。

農林水産業と生物多様性については、2012年2月に改定された農林水産省生物多様性戦略の進捗についてご紹介いただいた。ここでは、環境保全型農業の推進により、持続的な農業に取り組むエコファーマーが21万件超と順調に増加していること、鳥獣被害対策において地域の中心となる「鳥獣被害対策実施隊」の設置が支援され、里地里山の荒廃抑制に取り組まれていること、外来生物対策においては「外来種被害防止行動計画(仮称)」「侵略的外来種リスト(仮称)」が2013年度末の策定に向けて検討が進められていること、資源保全・地域環境の向上において高度な農地・水の保全活動に対する支援が開始されたこと、原生的な森林生態系が残されている国有林野の森林生態系保全において保護林、緑の回廊の設定がそれぞれ92万ha、59万haに上

ること、農業に有用な生物多様性の指標及び評価手法の開発を行い、評価手法のマニュアルをホームページで公表していることなどが示された。

これらの話題提供をもとに、木質バイオマスエネルギーの利用促進、漁場整備に係る調査や漁業権制度などについて質疑応答が行われた。

経 済産業省は、産業技術環境局環境指導室の高砂室長補佐、橋森係長にご出席いただき、「VOC排出抑制のための自主的取組について」と「水銀に関する水俣条約(排出と放出部分)」について話題提供をいただいた。

光化学オキシダントやSPMの原因物質の一つとされるVOCについて、排出量を2010年度までに2000年度比で3割程度の削減を目指すことを目標に規制と自主的取組の両面から対策が進められてきた。その結果、目標を大きく上回り2010年度には全国で44%、自主的取組を実施した産業界は56%の削減率に至った。このような取組及び大気汚染問題に対する昨今の国民的関心の高まりを背景に、今後の取組の方向性が2013年4月にとりまとめられた。目指すべき方向性としては、これまでの取組を継続実施し排出状況を悪化させないよう努めること、定量的な方向性の設定は産業界、企業の自主判断とすること、追加投資を強いる内容は求めないことなどが示された。また、VOC排出抑制のための自主的取組参加企業の拡充に向けて、全国の経済産業局での普及啓発活動や自主的取組未参加業界団体等へのアプローチなども講じられるとのことである。

2013年10月に条約の採択・署名が行われた水銀に関する水俣条約には、わが国として、水俣病の経験を踏まえ世界で二度と同様の被害を出させないという目的で、外務省、環境省が中心となり、経済産業省も含め政府代表団により交渉に参加した。条文交渉の中でも、水銀の大気排出は、国際的関心が高く最終段階まで調整が難航した。主な合意内容は、新規施設と既存施設それぞれでの対策が義務づけられた。今後、国内で必要な担保措置の検討がなされるが、わが国の事業場からの水銀の大気排出は非常に少ないことを踏まえた上での規定の整備が必要である旨が示された。

話題提供の後、基準値などの数値のフォロー、協会が作成したBDPマップ活用の展開と課題、環境アセスメント士の信頼性と活用など、多岐にわたる意見交換が行われた。

環 境省は、総合政策局環境影響評価課の伊藤課長補佐、佐藤主査、環境影響審査室の長谷川室長補佐にご出席いただき「環境影響評価法の改正等について」と題し、3点の話題提供をいただいた。

1点目の「環境影響評価法における放射性物質適用除外の削除」は、2015年6月の改正法施行に向けて基本的事項の改正についての検討が行われる予定であることが紹介された。今回の対応では新たな法対象事業の追加はなく、既存の法対象事業において、事業による放射性物質の飛散、周辺住民への被曝の防止等を主眼とした対応が求められることになるとの見通しが示された。また、放射性物質の環境アセスメントが必要となるタイミングは、法施行時点で評価書が公告されているかで判断することになるとのことである。

2点目の「改正環境影響評価法に基づく主務省令の改正ポイント」では、各主務省令における複数案の形態などをご説明いただいたほか、近日中に「計画段階環境配慮書の考え方と実務」が出版されることが紹介された。

3点目の「環境影響評価の審査に関する最近の動向」では、環境アセスメントの迅速化や簡素化の取組について紹介された。特に、風力・地熱関係については、環境省による全国的环境基礎情報の収集・整備が2012年度から開始されており、これまで44市町の情報整備モデル地区において環境調査が実施され、2014年度も継続してモデル地区が公募されていること及びその予算措置が紹介された。また、火力発電所については、アセス時のCO₂の取り扱いとして、最新鋭の技術以上を採用するBest Available Technology (BAT)の観点が求められているとの説明があった。

これらの話題提供をもとに、アセス手続の迅速化・簡素化に対する市場の動向や関心、自主アセスの適正な推進に向けた制度の考え方などについて質疑応答が行われた。

(レポーター: 三井共同建設コンサルタント(株) 山崎 崇)

北海道支部 自治体等意見交換会

第7回 北海道環境生活部環境局との意見交換会

開催日：2014年1月21日

開催報告

北海道支部では、北海道内の環境行政の現状と課題の把握、環境アセスメントに関わる技術者の持続的な技術向上等を目的として、2007年度から自治体等との意見交換会を開催している。

今年度の意見交換会では、2件の話題提供及びそれらに関する意見交換が行われた。1件目の話題は、北海道環境生活部環境局生物多様性保全課の柏崎昭主査にご出席いただき、「北海道レッドリストの見直しについて」の話題提供をいただいた。また、2件目の話題として、JEAS側から「(一社)日本環境アセスメント協会の活動状況」について近況の報告がなされた。

1. 北海道レッドリストの見直しについて

本件については、①環境省及び北海道におけるレッドデータ編纂の経緯、②環境省の前回版(2006～2007年版)～最新版(2012年版)レッドリストにおける変更点(主に北海道に関係する部分)、③北海道レッドリスト改訂の進捗状況、④今後の課題等について報告がされた。

現行の北海道レッドデータブックが発表(2001年発表)されてから約13年が経過しているが、今回の改訂の背景には、2006～2007年及び2012年の2回にわたる環境省レッドリストの改訂内容を踏まえ、北海道内においても希少種の現状を再評価する必要がある事情がある。

今回の北海道レッドリスト改訂に向けて、基本となるカテゴリー設定、評価手法や評価体制について2012～2013年度に検討がなされており、また各種に対するカテゴリーの決定は2014年度から検討を開始する予定である。なお、評価対象は、現行の北海道レッドデータブック(2001年版)と同様に、哺乳類・鳥類・両生爬虫類・魚類・昆虫類・植物の6分類群である。また、これに先立って全種リストの見直しも行っており、こちらについては2013年度中の完成を目指している。

また、全種リストやレッドリストの更新メンテナンスには膨大な作業がともなうため、次回以降の改訂をどのような体制で



行っていくかが、今後の課題として提示された。

2. (一社)日本環境アセスメント協会の活動状況

本件については、①当協会の活動概要、②研究部会の研究活動、③復興事業の環境配慮に関する活動、④環境アセスメント士認定資格制度について報告がされた。

活動概要としては各部会・支部の活動実績、研究活動については生物多様性ポテンシャルマップ(BDPマップ)の有効性、復興事業関連では書籍「復興アセスのすすめ(当協会発行)」が紹介された。

3. 意見交換

将来的に、北海道における全種リストやレッドリストの更新メンテナンスをどのような体制で行っていくかについて、運営手法のあり方、民間企業やボランティアの参画、精度管理上の留意点といった視点から意見が提示された。

また、北海道内には、北海道レッドリストの評価対象6分類群に含まれない希少生物として、ニホンザリガニ(環境省レッドリストにおいて絶滅危惧Ⅱ類)やマリモ(同、絶滅危惧Ⅰ類)等が分布していることから、これら他分類群の希少生物についても何らかの形で評価・表記することが望ましいという意見が提示された。

(レポーター：パシフィックコンサルタンツ(株) 野手啓行)

中部支部 自治体との情報交換会



開催日：2014年2月17日

開催報告

出席者：岐阜県環境生活部環境管理課環境安全係 技術課長補佐兼係長 居波慶春
愛知県環境部環境活動推進課環境影響評価グループ 課長補佐 吉田幸男
三重県環境生活部地球温暖化対策課環境評価・活動班 技師 葛山昌洋
名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課環境影響評価係 係長 川瀬弘靖
(一社)日本環境アセスメント協会 中部支部長 坂口 光

中部支部では、昨年度に続き、岐阜県、愛知県、三重県及び名古屋市の環境アセスメント担当部署との情報交換会を開催した。各自治体から環境アセスメントの現状と課題や、2011年のアセス法改正にともなう条例改正に関する情報を提供いただき、参加した会員との質疑応答をとおしてその内容をより深めることができた。

岐阜県からの情報提供では、県アセス条例の特徴として、対象事業に①土地利用の目的を定めない土地開発事業、②電線路、③高層工作物・建築物が含まれていることを説明いただいた。②や③が含まれている理由については、岐阜県の特徴である山岳地の景観に配慮したものではないか、との説明であった。手続中の案件についても紹介され、特に中央新幹線については、岐阜県環境影響評価審査会でも多数の意見が出ており、岐阜県も強い関心を持っているとのことであった。

愛知県からは、法改正にともない改正された県アセス条例の概要について、法との比較を交えて説明いただいた。また、発電所設置の環境アセスメントに係る審査の迅速化の全国初の適用案件である「西名古屋火力発電所リフレッシュ計画」のアセス手続内容について紹介された。リフレッシュ計画では、専門家で構成される環境影響評価審査会や住民から直接意見を聴く公聴会の開催時期を1か月程度前倒して開催することにより、従来と同様の審査会、公聴会の開催回数を確保しつつ審査の迅速化を図ったとのことであった。

三重県からは、県内の風力発電事業を始めとした環境アセス手続の実施状況が紹介された後、現在手続が進行している県条例アセス及び法アセスの対象事業各1件の事例を詳細に紹介いただいた。このうちアセス法対象事業の「都市計画道路鈴鹿亀山道路」については、全国の道路事業の配慮書第1号にあたるとのことであり、国土交通省の「構想段階における道路計画策定プロセス」との関係についても

説明いただいた。

名古屋市からは、法改正を踏まえた市アセス条例の改正として、計画段階配慮手続の導入及び方法書説明会の義務化など、手続の見直しについて説明いただいた。また、住民意見の提出方法及び縦覧場所の見直し、図書の市ホームページへの掲載を手続終了後も10年間継続、事後調査結果中間報告書の新設、環境要素区分の追加(水循環及びヒートアイランド現象)などについて説明をいただいた。

各自治体とも、アセス法改正にともない条例の整合を図りつつ、地域特性を踏まえ独自の考えを取り入れた点や法と異なる項目について知ることができた。

各自治体から説明の後、参加者との質疑応答を行い、「大気質の予測について、近年社会的に注目されているPM2.5やオキシダントの予測で扱うことは困難ではあるが、重要ではないか」「生態系の予測において定量的な手法が求められているが、一般化されたと言えない現状をどのように考えるか」「環境影響予測の結果とモニタリングの結果が乖離していた場合の対応方針」「レッドリストの更新で、予測評価の後で新たに希少種に指定された場合、事業者への指導があるのか」「アセス書における『地域概況』の分量が多くなる傾向にあるが、分量バランスについてどのように考えるか」「道路PIや河川整備計画が配慮書の代替となり得るか」などの質問に対し、各自治体から回答していただき、活発な情報・意見の交換となった。

各自治体においても、改正アセス法あるいは改正アセス条例に基づく計画段階環境配慮書手続や風力発電所の環境アセスメント等は現時点でまだ事例が少なく、今後の事例蓄積にともない、こうした情報交換会もますます密度の濃いものになると感じた。

(レポーター：(株)テクノ中部 安田耕治)

情報委員会アンケート調査報告

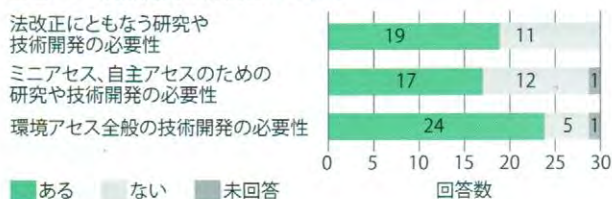
環境影響評価法の一部改正にともない、多くの地方自治体で条例改正が行われている。こうした機会を捉えて、①新たに発生が予想される業務に対して研究開発することが望ましいと考えられる内容と、②その研究開発のための体制のあり方を把握することを目的に、JEAS会員企業を対象にアンケート調査を実施した。(実施期間：2013年5月14～31日、回答件数：30社)

結果概要

①研究開発が望まれる事項

今後、環境アセスメントを実施する上で多くの会社が、技術的な課題や研究開発の必要性を感じていた。研究開発が必要な分野としては、アセスを実施することによる事業者メリットを還元できる仕組みづくり、生態系の定量的評価、CO₂削減・省エネ・省資源の評価等の分野が示された。

■図-1 技術開発の必要性について



■表 研究開発が必要な技術分野の例

事業者メリットを還元できる仕組みづくり、生態系の定量的評価、CO₂削減・省エネ・省資源の評価、実効性のあるSEAの実施方法、簡易な予測・評価手法の開発、環境情報や事例のデータベース化と効率化、合意形成手法や分かりやすい説明技法、不確実性やリスクへの対応方法、風力発電の予測評価技術の確立、放射能汚染の環境基準化、PM2.5の予測評価

②研究開発を行うための体制

研究開発を行うための望まれる体制は、協会や大学・研究所との共同開発とした回答が最多であった。協会や大学・研究所が共同の研究開発を呼びかけた場合、条件しだいであるが、多数の会社が参加意欲を示した。

■図-2 望まれる研究体制のあり方



■図-3 研究開発への参加意欲



アンケート結果を受けて

中央大学 教授 鹿島 茂／(前 環境アセスメント学会 会長)

回答数は30件と必ずしも全会員の意向を反映していると言える数ではないが、調査結果①、②は法改正やこれにともなう自治体の条例改正への対応だけが主な背景とは考えられない。国際化の流れの中で、企業活動での環境配慮の重要性の増大、環境金融の普及、政策目標としてのグリーン成長への対応も大きな背景となっていると考える。これまでも協会は技術開発に積極的に取り組み、復興アセスや生物多様性の評価方法等成果も多く公表してきている。しかしこれまでの技術開発はわが国の法律や条例の枠組みの内側、譲っても境界分野での課題に対する技術開発であり、もう一歩踏み出た分野の課題に対する技術

開発ではなかったように感じられる。調査結果はこうした分野での課題に対する技術開発の必要性和開発への参加を希望する会員が20社を超えて存在することを示している。協会だけでなく大学や研究所等と共同し政府の競争型資金を活用し、これからの変化に対応し新たな流れを作り出していくための技術開発をこれまでの技術開発に加え開始することは十分検討に値すると思われる。何よりも今回の調査結果が単に調査として終わるのではなく、新たな取組を始めることに結び付くことを期待している。

(情報委員会 太田垣貴啓)

復興アセスシンポジウム

震災復興と環境との調和～生き生きとした将来の暮らしのために～

期日 2013年11月20日

本シンポジウムは、日立システムズホール仙台にて、占部東北大学教授による基調講演、5題の話題提供、パネルディスカッションの3部構成で行われた。

シンポジウムは(一社)日本環境アセスメント協会の梶谷会長の開会挨拶で始まり、まず、基調講演として、「震災後の自然環境の回復状況と復興プロジェクト」と題し、東北大学生態システム生命科学専攻の占部教授により、環境変化が生じた際の生態系の応答や、地域個体群から見た生物多様性や絶滅確率といった生態学に関する基礎的知識について講演いただいた後、仙台湾各地の津波被害の状況や、震災後の生態系回復モニタリング調査の実施状況、モニタリング結果についてご報告いただいた。

続いて、話題提供として復興事業と環境影響調査といった観点から、さまざまな立場の5名の方から話題提供をいただいた。

まず、「復興事業に係る環境影響評価制度」と題して、環境省総合環境政策局環境影響評価課の上杉課長より、東日本大震災に係る復旧・復興事業における環境影響評価制度の概要について話があった。迅速な復興が必要な状況の中で、アセスのために数年間の時間を費やし建設を止めることが本当に適切なのか、といった議論の中から新たな法の枠組みが検討され、東日本大震災復興特別区域法において、特定環境影響評価として、土地区画整理事業と鉄道事業及び軌道事業が対象事業となった経緯について報告された。特定環境影響評価制度のポイントとして、「迅速な着手」と「環境保全」の両立を図るものであることをご説明いただいた。

2題目、3題目の話題提供では、「復興事業における環境配慮と事例紹介」として、(株)復建技術コンサルタント計画部の池澤副部長より「常磐線復旧事業における特定環境影響評価」について、(株)パスコ環境技術部の早坂課長より「石巻市復興土地区画整理事業における特定環境影響



評価」について、事例紹介があった。

4題目の話題提供として、「復興事業における環境配慮のすすめ」と題して(一社)日本環境アセスメント協会の河合理事より、日本環境アセスメント協会で作成した「復興アセスのすすめ」の紹介があり、これらの資料を活用し復興事業における環境配慮を呼びかけていく協会活動の紹介があった。

最後の話題提供として、「復興事業と環境影響評価」と題して、東北大学生態システム生命科学専攻の中静教授より、震災が生態系に与えた影響として、失われた部分と新たに創出された部分があること、復興事業においても複数案を提示できると良かったのではないかと、今後日本各地で国土強靱化の観点から行われていく可能性が高い災害対策事業については、東日本大震災とその後起きた数々のコンフリクトから学んだことを活かしていくことが必要ではないかといったお話をいただいた。

シンポジウムの最後には、桜美林大学の片谷教授をコーディネーターに、パネリストとして各演者に加えコメンテーターとして法政大学の田中教授が登壇しパネルディスカッションが行われた。各演者への質問への答弁の中で、「被災直後には復旧最優先であったが、ある程度時間がたつ中で環境への配慮を考えることも必要な時期になってきている。」といった環境を考えることの重要性を改めて考えさせる意見等が改めて述べられた。

震災後2年半が経過し、大きな被害をこうむった沿岸域の生態系とその後の変化・回復状況について知ることができるとともに、復興のためには、復旧・復興事業と環境配慮との両立が、今後より重要性を増してくるのではないかと改めて考えさせられるシンポジウムであった。

(レポーター: パシフィックコンサルタンツ(株) 鬼久保浩正)

REPORT 3

特別イベント・レポート

第1回アジア国立公園会議
サイドイベント

期日 2013年11月14日・15日

本会議は、1年後の第6回世界国立公園会議に向け、アジアからのメッセージを発信することを目的として、宮城県仙台市で開催された。当協会からは「復興事業推進における環境配慮」をテーマに、ポスター発表及びサイドイベントにおける発表・意見交換を行った。

当協会では、東日本大震災を受け「復興アセスのすすめ」(2011年12月)や「復興事業推進における環境配慮」(2013年1月)を作成し、復興のスピードを遅らせないよう短期間で環境配慮検討を行うための簡易な手法を提案してきたところである。

ポスター発表では、復興推進事業における環境配慮の必要性和、チェックリストを用いた簡易手法や環境配慮検討の流れについて、和文及び英文のポスターを作成した。また、14日にはポスター説明を実施し、参加者からは、従来の環境影響評価との違いや、環境情報の把握のための既存文献の整備状況、住民意見の反映の必要性等について質問や意見が寄せられた。

サイドイベントでは、「復興事業推進における環境配慮」(河合理事)及び「復興アセスへのBDPマップ技法の適用」(研究部会の横田氏)について発表を行った。大学教授や学生、環境省職員、海外の政府職員など約30名の参加があった。

意見交換では、防潮堤建設等の復興事業にともなう景観への影響や、BDPマップ技法に用いるデータ整備の課題点等について議論が行われた。近年、アジア地域においても自然災害による被害が増加していることを受け、簡易手法による環境配慮の、海外での適用についても関心が寄せられた。

意見交換を通じて、復興と環境保全の両立に対する関心の高まりと、環境アセスメントを担う立場への期待を大いに感じたイベントであった。

(レポーター: 八千代エンジニアリング(株) 佐師智郁子)

REPORT 4

第9回技術交流会・レポート

2013年JEAS
「口頭発表」及び「展示発表」

期日 2013年12月4日

2013年第9回技術交流会が開催された。参加者は57名であり、充実した発表と熱心な意見交換が行われた。

◆口頭発表

前半はゼネコン関係企業、後半はコンサルタント関係企業の発表であり、自社の取組や開発に基づくものが多く、いずれも高い技術レベルにあると感じた。発表者、演題は以下のとおり。

①渡辺高史(清水建設(株))「強風対応型樹木支柱「シミズ・ラッピングサポート」の開発」、②内田季延(飛鳥建設(株))「投入設備一体型溶融炉によるアスベストの高効率無害化処理システム」、③松原隆志((株)大林組)「都心部複合ビルの屋上庭園において生物多様性の向上を目指した事例」、④越川義功(鹿島建設(株))「動植物・環境モニタリングツール「いきものnote®」」、⑤板坂亜希子((株)ポリテック・エイディディ)「湿地に生育する希少植物の保全方法検討のための実験—種子発芽個体の定着環境—(ヒメハッカを例として)」、⑥山内可奈子(八千代エンジニアリング(株))「人工巣補修の効果」、⑦野中俊文((株)建設技術研究所)「外来ザリガニの食用利用について—外来種の取り扱いに関する検討—」

◆展示発表

会場の後ろにブースをもうけ、30分を発表コアタイムとして実施された。発表者、内容は以下のとおり。

①(株)環境総合テクノス「海洋環境調査技術の紹介」、②飛鳥建設(株)(口頭発表と同じ)、③(株)ポリテック・エイディディ「Honda寄居新工場における生物多様性保全に係る取組」、④(株)緑生研究所「国営昭和記念公園における生物関連情報の分析および活用」、⑤(一社)日本環境アセスメント協会「協会活動のあらまし」。

このような切磋琢磨の機会が技術向上のインセンティブを与えられ、今後の一層の充実が望まれる。

(レポーター: アジア航測(株) 塚本吉雄)

環境影響評価における配慮書手続の効果的運用に向けて

期日 2014年1月27日

第3回公開セミナーが土木学会と共催で開催され、次の4題についてそれぞれの立場から講演が行われた。①「計画段階配慮書手続の意義と期待」(環境省)、②「配慮書手続で変わる事、変えなければいけない事」(学識者)、③「道路事業における配慮書段階の技術的手法について」(国土交通省)、④「地方自治体における計画段階配慮書手続の事例及び課題」(埼玉県)

改正環境影響評価法で注目すべきは、「配慮書手続」の導入である。本手続は、今後の環境影響評価を実施するうえで注目度が高く、環境省、学識者それぞれの演者は、自由な発想に基づく配慮書の作成により「各種事業実施において環境保全措置を確実に取り組むこと」、「画一的なアセスからの脱却」、「住民に安心してもらえるような評価」が関係者間の合意のもと行われ、結果的にわが国の環境影響評価レベルの底上に期待している。

一方、国土交通省の道路事業においては、構想段階PI実施の際に計画策定プロセスの一部として「配慮書段階の検討」を行った上事業を進めている。このような一連の手続は、今後も継続し、構想段階PI(計画段階評価)の中で運用していくよう支援するとのことである。

埼玉県の事例では、戦略的環境アセスメントの実施過程で、配慮書手続にあたる事業計画時の環境評価を実施し、実施事業では、地元の意見を反映し、環境配慮書に相当する内容を実践している。

最後の質疑応答では、配慮書作成のタイミングは、明確な規定はなく、決めることは困難であるため、案件ごとに事業者が決める必要があるということ。調査・予測・評価では、予測の際に必ず「不確実性」がともなうが、事業の早い段階からの予測や方法書、準備書と事業手続の中で不確実性への対応を行っていくことが重要と考え、コンサルタントの技術力に期待されている旨の議論がなされた。

(レポーター:(株)建設技術研究所 野中俊文)

(1) 風力発電設備に対するバードストライク

講師 (一財)日本気象協会 環境事業部 島田泰夫

(2) 風力発電と生態リスク

講師 横浜国立大学 環境情報研究院 教授 松田裕之

期日 2013年11月20日

今回のセミナーでは、まず日本気象協会の島田氏から、そもそもなぜ鳥類が風車に衝突するのか、そのメカニズムが分かりやすく説明された。室内実験では①モーションスミアと②コントラスト仮説の2つの実験により風車の羽が海ワシ類に見えていない可能性が示唆されたが、実際の野外観察では回避行動も確認されているという。しかし、衝突の瞬間をビデオ撮影したケースでは何らかの理由で回避していない状況もうかがわれた。鳥類の生態や身体特性も踏まえて、衝突する場合と回避する場合の条件の違いなどがさらに解明され、衝突死が減ることを期待したい。なお、島田氏は由井正敏氏(東北鳥類研究所長)との共著で「球体モデルによる風車への鳥類衝突数の推定法」という論文を発表されているので併せて参照されたい。

横浜国立大学の松田教授からは「風力発電と生態リスク」と題し、環境影響評価に重点を置いた説明をいただいた。特に強調された点は、「野生生物個体群への影響」と「異質の影響とのトレードオフ」についてである。野生生物個体群への影響に関しては、個体群増加率への影響と環境収容力への影響の両面から評価する必要があり、単純に衝突死を避けることが絶滅リスクの低下につながらない場合もあることに注意する必要がある。異質の影響とのトレードオフに関しては、風力発電の影響を切り離して考えるのではなく、他の発電方法を採用した場合の影響との比較検討や長いスパンでみた場合の個体群への影響検討の重要性を強調されていた。また、風力発電は本来経済的な発電方法で気候変動対策の面からも最有力候補の一つであるため、立地に対する現状の制約や風力発電に対するEIAのあり方を見直すことも提言されていた。

今回のセミナーでは、海ワシ類の生態から、風力発電のEIAの課題まで幅広い内容について普段聞けない話をうかがうことができ、大変参考になるものであった。

(レポーター:(株)ドーコン 中埜渡丈嘉)

REPORT 7

北海道支部 第2回技術セミナー・レポート

自然、風土、文化を生かした
「観光」と環境技術

講師 北海道大学観光学高等研究センター センター長 西山徳明

期日 2014年1月14日

現在、世界貿易市場で最も大きいのは原油等の燃料であるが、2020年頃には観光が最も大きい市場になるだろうとの説明があり、観光市場の大きさを認識しセミナーが始まった。

「世界文化遺産白川郷における戦略的景観マネジメント」として、戦略的環境アセスメントに着想を得て、上位計画の段階で村全体の景観マネジメントを考案されたという事例が紹介された。

白川郷においては、合掌造り家屋等は伝統的建築物として保存されているが、集落景観の保存には周辺に広がる農地や集落空間を巡る道路や水路などによって構成される景観の保存管理が必要である。そこで、詳細な土地利用計画を検討し、村全体における広大な範囲の建築行為をコントロールするために、ホテルや農産物加工工場等の建設候補地を事前に設定し、戦略的に集落景観の保存管理を行っている。

「地域における『文化財未満文化遺産』の喪失」として山口県萩市における伝統的建造物等が失われている事例が紹介された。改築や遺産相続等による社会的要因により、無意識に継承されてきたモノやコト(空間遺産・生活遺産)が失われている。これらを意識的に再発見し地域のストーリーを構築することで、観光資源として活用することができる。人との係わりを持つホテル等も、生活遺産になることが興味深かった。

「エコツーリズム」は、ツーリズムを活用した自然保護運動であるという原点を認識し、人と自然とを仲介するインタープリターによって、訪問者に価値を深く理解してもらい、体験と実践に基づく自然保護思想の拡大が重要である。

これまで培った環境技術の応用により、観光を通じた地域振興やまちづくり等に貢献できそうだと感じられ、有意義なセミナーであった。

(レポーター: 日本工営(株) 天野拓郎)

REPORT 8

中部支部 野外セミナー・レポート

トヨタ自動車新研究開発施設
設計画地の見学

期日 2013年11月27日

中部支部では、野外セミナーとして、豊田市と岡崎市にまたがる地域において現在造成工事が進行しているトヨタ自動車の新研究開発施設の計画地を見学した。

現地到着後、建設JV現場事務所において、環境アセスメント手続と用地造成工事を実施する愛知県企業庁の担当者から、事業概要の説明を受けた。その中で、構想段階から専門家や近隣住民、保護団体等と協議を重ね、環境影響の回避・低減等の観点から土地改変区域を大幅に縮小するなど、土地利用構想を3回も見直したことが特に印象に残り、関係者の苦労がうかがえた。

室内での説明を受けた後、事業実施区域に移動し、工事が進む東工区と中工区の工事エリアと環境保全措置実施地区を見学した。

工事区域では、周辺河川の水質保全を図るために矢作川方式が大規模に導入されており、竹ソダを使用した仮設沈砂池で排水が沈降分離及び流量調整を経て、河川に放流されている状況を確認することができた。また、環境保全措置実施地区では、環境保全措置対象種(サシバ、ホトケドジョウ、キキョウ等40種)の環境保全対策として行われている森林、水田作業等の実施状況を見学した。

本事業の最大の特徴は、事業実施区域の約60%を現状の森林・谷津田などの状態で残し、生物の住みやすい環境の創出・向上が積極的に取り組まれていることであり、これは他の大規模事業でも類が見られないものである。

今回のセミナーでは、これらの現地の状況を間近で見ることができ、参加者にとっても、環境保全措置を立案する際などに参考となるような、大変貴重な経験を得ることができた。

最後にお忙しい中、貴重なセミナーの場を提供していただいた愛知県企業庁を始めとした関係者の方々に改めて謝意を表します。

(レポーター: 中日本建設コンサルタント(株) 中島康介)

関西支部 第2回技術セミナー・レポート

(1) 洋上風力発電が海洋生物に与える影響とその軽減策

講師 名城大学農学部日本学術振興会 特別研究員PD 風間健太郎

(2) 「森林飽和」の時代の生態系アセスを考える

講師 京都学園大学バイオ環境学部 教授 森本幸裕

(3) 環境アセスメントを巡る動きと今後の協会の取組みについて

講師 (一社)日本環境アセスメント協会 会長 梶谷 修

期日 2013年12月6日

今回の講演は3題あり、そのうち、最近私が業務としても携わっている風力発電と生物に関する講演である「洋上風力発電が海洋生物に与える影響とその軽減策」について感想を述べる。

私がこれまで主な調査対象として携わってきた猛禽類は、一般的に手厚い保全対策または配慮がなされ、ダム建設や道路建設に関する影響により個体が消失することは、ほとんどないものと理解していた。しかし、風力発電が日本で導入されはじめ、10年程前から次第に野生生物の衝突事故の報告が増えてくると、大型猛禽類もブレードに衝突死することを知らされ、私は大きな衝撃を受けた。

講演では、風力発電施設に関わるさまざまな生物について、世界中の文献の中から最先端の情報や事例について紹介があった。洋上の風力発電施設における生物への影響については、建設中に生物の逃避、損傷、死亡等がある一方、建設後には風車基礎が魚礁効果を生み出し、貝類や魚類の個体数の増加につながる等のメリットもあるとのことであった。現在、研究者による実験等により、生物へのさまざまな影響についてリストアップされてきているので、今後、現地調査により検証していくことが重要であるとのことである。また、講師が取り組んでいる最近の研究テーマとして、「建設アボイドマップの作成」の紹介があった。洋上風力発電の建設において、生物に対する影響を可能な限り回避するという観点から、生物が多い海域を抽出し、事前に建設不適地を絞り込んでおこうという試みである。

生物の保全に関する基準やマニュアル作りは行われつつあるが、日本の生態系を守りつつ社会基盤施設と生物が共存していく術を、われわれが構築していくことが急務であることを、ひとりの技術者として痛感させられた。

(レポーター: いであ(株) 一瀬弘道)

JEAS 資格・教育センター便り

「資格・教育センター」では、
「環境アセスメント士」の「認定資格試験」や
「継続教育(CPD)制度」に関する
情報やご案内を「JEASニュース」に
毎号掲載しています。

1. 2013年度の認定試験合格者について

2013年度の「環境アセスメント士」認定資格試験は、昨年(2012年)の11月23日(土・祝日)に札幌、東京、大阪、福岡で実施されましたが、本年2月3日に合格発表があり、38名(生活環境部門15名、自然環境部門23名)の方が合格されました。試験合格者は、資格登録手続を行うことにより「環境アセスメント士」の登録証が交付されます。

2. 資格の更新について

・2014年度の「資格更新の手引き」は、6月末にホームページに掲載いたします。

※2013年度の資格更新は、2014年4月30日(水)まで受け付けております。特にH18で始まる方で、未更新の方は今回が最終更新機会です。また、H17で始まる方の更新は終了いたしました。詳細は、当協会のホームページ「資格更新の手引き」をご覧ください。

・2014年度は、登録番号がH19～H21で始まる方が更新対象です。H19で始まる方は、2014年度が最終の更新年となりますのでご注意ください。

※資格の更新には、一定のJEAS-CPD記録単位の取得が必要です。

3. JEAS-CPD制度について

「環境アセスメント士」の技能レベルの維持・向上、倫理観の涵養等を図るための継続教育について支援しています。

・2012年8月20日に基準の改定をしております。詳細は、協会のホームページから「JEAS-CPDガイドブック」をダウンロードしてご覧ください。

・JEAS-CPDの記録登録は随時受け付けておりますが、記録データがある程度まとまった段階で、お送りください。

(資格・教育センター事務局)

協会活動記録

第9回技術交流会 57名

2013年12月4日(水)

「口頭発表」及び「展示発表」

第3回公開セミナー(土木学会共催) 87名

2014年1月27日(月)

(1) 計画段階配慮書手続きの意義と期待

環境省総合環境政策局環境影響評価課

課長 上杉哲郎

(2) 配慮書手続きで変わること、変えなければいけないこと

桜美林大学リベラルアーツ学群基礎数理専攻

教授 片谷孝孝

(3) 道路事業における配慮書段階の技術的手法について

国土交通省国土技術政策総合研究所

道路研究部道路環境室 室長 角湯克典

(4) 地方自治体における計画段階配慮書手続きの事例及び課題

埼玉県環境部環境政策課

企画・環境影響評価担当 主査 岩村 響

「パネルディスカッション」

北海道支部

第2回技術セミナー 22名

2014年1月14日(火)

自然、風土、文化を生かした「観光」と環境技術

北海道大学観光学高等研究センター

センター長 西山徳明

関西支部

第2回技術セミナー 38名

2013年12月6日(金)

(1) 洋上風力発電が海洋生物に与える影響とその軽減策

名城大学農学部日本学術振興会

特別研究員PD 風間健太郎

(2) 「森林飽和」の時代の生態系アセスを考える

京都学園大学バイオ環境学部

教授 森本幸裕

(3) 環境アセスメントを巡る動きと今後の協会の取組みについて

(一社)日本環境アセスメント協会

会長 梶谷 修

お詫びと訂正

JEASニュース141号(2014年1月1日発行)P5の図一2の出典に間違いがありました。関係者各位にお詫び申し上げますとともに、以下のように訂正いたします。

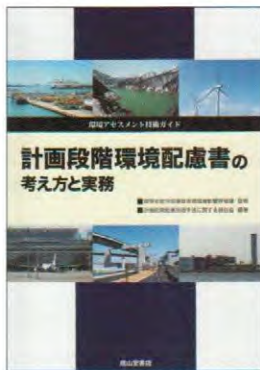
誤 出典:環境省パンフレット

正 出典:吉田先生提供資料

●表紙:飯豊の春(山形県鶴岡市) / 撮影:高柳茂暢(アジア航測(株))

新刊書の紹介

環境アセスメント技術ガイド 計画段階環境配慮書の考え方と実務



B5版、並製本、2色刷、216ページ

監修:環境省総合環境政策局環境影響評価課

編著:計画段階配慮技術手法に関する検討会

定価:3,600円(税別) ISBN:978-4-425-98261-5

発行:成山堂書店

「環境影響評価法」の改正で設定された「計画段階環境配慮書手続」では、複数案を設定し、重大な環境影響に絞って、既存資料を用いて簡易な手法により、調査、予測、評価を行うという基本方針が、環境省告示(基本的事項)により示されました。こうした背景から、環境省は学識者からなる「計画段階配慮技術手法に関する検討会」を設置し、外部専門家の意見も取り入れ、とりまとめました。

本書は、その成果でもあり、「複数案の設定」、「重大な環境影響の抽出」、「簡易な手法選定」等、配慮書作成にあたっての基本的事項や留意点など、個々の詳細について解説している実務ガイドです。

第3回

JEAS フォトコンテスト

2015年度JEASニュース
表紙写真募集のご案内

2015年度のJEASニュースの表紙を飾る写真をコンテスト形式で募集します。テーマは昨年と同じく「日本の四季」です。未来に残したい日本の風景、行事など、季節感あふれる作品の応募をお待ちしております。

採用された方には、賞金等が授与されます。詳細は、協会ホームページ(<http://www.jeas.org/>)をご参照ください。

なお、第2回フォトコンテスト入賞作品と審査の概要、講評は12ページに掲載されています。

募集概要

- テーマ: 日本の四季
- 採用作品数: 春夏秋冬各1点、計4点。
- 応募資格: JEAS会員団体に属する個人
- 募集期間: 2014年7月1日(火) ~ 2015年1月20日(火) 必着
- 写真規定: カラー写真(プリントの場合は六切程度、デジタルの場合はおおむね500万画素以上)
- 結果発表: 2015年4月1日、JEASニュース146号誌上、協会ホームページ

応募・お問い合わせ

(一社)日本環境アセスメント協会
JEASニュース表紙写真選考委員会宛

編集後記

今年も早いもので桜前線の移動がニュースで流れてくるようになりました。1月上旬から第一級の寒波に見舞われ、これはひょっとしたら水道の蛇口が凍るかもしれないと一抹の不安を覚えたものです。それも、例年どおり華やかな希望に満ちた季節を迎えるまですっかり忘れていました。

さて、今号の特集ではグリーンファイナンス促進利子補給金交付事業を取り上げました。環境政策手法の一つとして経済的な誘導手法がありますが、本制度もその一つと言えるでしょう。

われわれがこの制度に注目しているのは、制度そのものは無論のこと、技術士(環境部門・環境影響評価)と並んで環境アセスメント士を専門的技術者と位置付け活用を義務付けている点です。環境アセスメント士の役割が社会的に認知されたものとして高く評価されます。

昨年9月の環境アセスメント学会のシンポジウムにおいても、環境アセスメントの自主的な実施が推奨され、その一翼を担う資格として環境アセスメント士も評価されています。環境アセスメント士活用のための環境は、徐々にではありますが着実に整ってきていると実感しています。

JEAS ニュースでは、環境アセスメント士紹介コーナーにて、会社の紹介とともに、特異な実績や体験も紹介しており、今後も可能な限り会員の参加を得つつ、読者にとって有益な情報を提供して参りたいと考えております。引き続きのご愛読をよろしくお願いいたします。

(編集委員長 嶋田啓二)